



平成 28 年 2 月 3 日
大臣官房危機管理室

北朝鮮による「人工衛星」と称する弾道ミサイル発射の発表に関する 国土交通省の対応について

北朝鮮による「人工衛星」と称する弾道ミサイル発射について、本日発出された総理指示を踏まえ、大臣より、以下の指示がなされたのでお知らせ致します。

1. 官邸・防衛省等の関係機関と、随時連絡をとりつつ、引き続き、情報収集に万全を期すこと。
2. 船舶・航空機の安全確保の観点から、航行警報等により関係事業者等に注意を喚起するとともに、迅速かつ的確な情報提供等所要の措置を実施すること。
3. 万一落下物が我が国の領域に落下した場合等に備え、海上保安庁をはじめとする関係部局において、所要の態勢をとること。
4. 何らかの物体が我が国の領域に落下したと推測される場合には、現地の状況を確認するとともに、被害情報を迅速に収集し、立入制限区域が海上において設定された場合には、海上保安庁はその確実な実施を図ること。

【連絡先】

国土交通省大臣官房危機管理室

企画調整官 榎島

電話：03-5253-8111（代表）

（内線：57702）

03-5253-8974（直通）